

食品安全基本法案(仮称)骨子(素案)

(注意) 囲み部分は、1.これまでの検討を進めるにあたって想定した条件、2.法案化するにあたっての留意事項等について書き加えたものです。法案骨子は、囲み以外の箇所をなります。

第1 目的

この法律は、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、食品の安全性の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、国民の健康の保持及び増進を図り、もって国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

国民の健康保持および増進、国民生活の安定向上が目的

第2 定義

1. この法律において「食品」とは、飲食物品のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

人の口に入るもののうち、医薬品・医薬部外品を除くものを想定。
加工された“食品”だけでなく、“食品の原材料となるもの(農産物、林産物、水産物等)”“添加物等(下記3参照)”を含むものとする。

2. この法律において「食品リスク分析(仮称)」とは、食品リスク評価、食品リスク管理及び食品リスクコミュニケーションにより、食品の安全性の確保を図ることをいう。
3. この法律において「食品リスク評価(仮称)」とは、食品に含まれる生物学的、化学的若しくは物理的な物質又は食品の状態により人の健康被害が生じる可能性及び当該人の健康被害の程度を科学的に評価することをいう。

原材料のほか、着色料・保存料等の添加物、製造・加工・流通の途上で使用

する物質(たとえば容器に含まれる物質)や置かれる状態等についてもリスク評価の対象とする。リスクの概念を取り入れ、安全と危険に2分するのではなく、可能性・程度という判断を行う。

4. この法律において「食品リスク管理(仮称)」とは、食品リスク評価の結果を踏まえ、食品の安全性を確保するための複数の施策又は措置を評価し、並びに適切な施策又は措置を決定し、及び実施することをいう。

食品安全性の確保のため、生産、製造、加工、流通、販売等の各過程の管理を実施する。管理を行うのは、主に農林水産省、厚生労働省であるが、原材料の育成環境等に関しては、環境省なども含まれる。

5. この法律において「食品リスクコミュニケーション(仮称)」とは、食品リスク評価及び食品リスク管理の過程において、食品リスク評価を実施する者、食品リスク管理を実施する者、消費者、事業者、学識経験者その他の関係者が、食品の安全性に関する事項に関し、情報を提供し、及び意見を交換することをいう。

食品リスク評価者(食品安全委員会)、食品リスク管理者(農水省、厚労省等)と消費者・事業者、その他の関係者が食品の安全について、相互に情報を提供し、意見を交換することで理解を深め、「安全と安心」の確立を行う。

第3 基本理念

1. 食品の安全性の確保は、食品リスク分析が実施されることを旨として、行われなければならない。
2. 食品の安全性の確保は、消費者が安全な食品の供給を受け、安全性の確保された食品を選択し、及び食品の安全性に関する行政に参加することができることを旨として、行われなければならない。

消費者が受けるメリット「安全な食品の供給を受け」「安全性の確保された食品を選択」「食品の安全性に関する行政に参加することができる」を明記。

3. 食品の安全性の確保は、最新の科学的知見が反映されることを旨として、行われなければならない。

科学の進展に伴い、従来安全とされていたものに危険性が含まれること、また危険とされていたものが安全であることが明らかになったときなどに、その結果が十分に反映されること。

4. 食品の安全性の確保は、これに関する国際的動向及び国内における諸事情に十分配慮されることを旨として、行われなければならない。

国際的な動向の変化(GMO に対する考え方、予防原則の考え方等)、また国内の事情(食文化等の差異)を反映しつつ、食品の安全確保を行う。

5. 食品の安全性は、食品の生産から消費に至る各段階において確保されなければならない。

食品の安全に関する取り組みは、最終段階のみならず、生産の段階から始まるものとする。たとえば、農薬や化学肥料、家畜飼料等も対象となる。また、製造工程で使用される薬剤(たとえば香料抽出に使用される溶媒)等も対象となる。

6. 食品の安全性の確保に関する施策の決定に際しては、消費者、事業者その他の関係者の意見が聴取されるとともに、その過程の公正性及び透明性が確保されなければならない。

科学による評価を行うとともに、利害関係者の意見聴取を実施し、安全性の確保に留意しつつ現実に即した施策の決定を行う。

第4 国の責務

国は、第3に定める食品の安全性の確保に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第5 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、食品の安全性の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、安全な食品の生産及び供給、消費者の合理的な選択に資する表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

第7 消費者の役割

消費者は、自ら進んで食品の安全性に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第8 法制上の措置等

政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第9 年次報告等

1. 政府は、毎年、国会に、食品の安全性の確保の状況及び政府が講じた食品の安全性の確保に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2. 政府は、毎年、1の報告に係る食品の安全性の確保の状況を考慮して講じようとする食品の安全性の確保に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に報告しなければならない。

施策報告(白書)をまとめ、国会に報告する。
あわせて、あらたに講じようとする施策をまとめた文書を報告する。

第10 基本的施策

1. 食品リスク分析

国は、食品の安全性を確保するため、適切な食品リスク分析が実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 安全な食品の生産

国は、事業者が安全な食品を生産するよう必要な措置を講ずるものとする。

生産段階に関わる法律の改正等を行う。

例) 農薬取締法、飼料安全法、獣医師法、薬事法等

食品衛生法、栄養栄養価法、製菓衛生士法、と畜場法等

3. 流通における食品の安全性の確保

国は、食品の流通部門において安全な食品が供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

流通段階に関わる法律の改正等を行う。

例) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法等

4. 食品の表示

国は、食品について、適正かつ分かりやすい表示が実施されるよう必要な施策を講ずるものとする。

食品衛生法、JAS法、不当景品類及び不当表示防止法の食品の表示に関わる部分など表示制度の整理・見直しを行う(特定原材料表示等、リスク感受性の高い集団への配慮を充実することも含む)。

表示の内容の適正さを担保する制度(食品品質表示の監視等)の創設等を行う。

5. トレーサビリティ

国は、生産から消費に至る各過程における食品に関する情報が適切に管理され、及び消費者に提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

品質表示等の情報が適正に引き継がれ、消費者へ正しく伝達される制度の構築を行う。

食品により健康被害が生じた場合に、原因の追求・被害拡大防止（回収等）にも対応できるトレーサビリティシステムを構築する（記録の保管義務等）。

6. 輸入食品

国は、我が国に輸入される食品の安全性を確保するため、輸入時の検査体制の整備並びに海外における生産及び流通の実態の把握に必要な施策を講ずるものとする。

国内における動植物の検疫体制の強化だけでなく、海外の生産地域の状況把握（農薬等の薬剤の使用状況等）・流通体制の状況把握（ポストハーベスト農薬の使用状況等）等を適切に実施することで、食品の安全性を確保する。

7. 意見の反映

国は、食品の安全性の確保に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、事業者、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

政策形成における民意の反映の仕組みについては、基本方針・食品リスク評価計画の策定時の公表、リスク評価書の策定時の協議会開催等を想定。

8. 関係者の連携

国は、食品の安全性の確保に関する施策を講ずるに当たっては、国、地方公共団体、消費者及び事業者その他の関係者との連携が図られるよう配慮しなければならない。

9. 国際的協調

国は、食品の安全性を国際的協調の下で確保することの重要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関する国際的な連携の確保その他食品の安全性の

確保に関する国際的な相互協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

食品・食品原材料・食品生産資材はもとより食品に関わる病原体等も国境を越え広範に拡散することから、食品の安全性の確保のため、国際的な連携、相互協力のための施策を進める。

10. 学習の振興等

国は、食品の安全性に関する消費者の理解を深めるため、学校教育及び社会教育における食品の安全性に関する学習の振興、食品の安全性についての啓発並びに食品の安全性に関する知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

これまで、食品に由来する健康被害が生じたときに、誤った情報によるパニックが起きたことは否めない。冷静な判断に基づいた行動がとられるよう常に食品の安全性に関する知識の普及等を行う。

第 11 基本方針

1. 食品安全委員会は、食品リスク分析に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
2. 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 食品リスク分析に関する基本的な事項
 - 二 食品リスク評価に関する事項
 - 三 食品リスク管理に関する事項
 - 四 食品リスクコミュニケーションに関する事項
 - 五 その他食品リスク分析に関する重要事項
3. 食品安全委員会は、基本方針を定めようとするときは、公聴会の開催等消費者、事業者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4. 食品安全委員会は、基本方針を定めようとするときは、農林水産大臣、厚生労働大臣その他関係大臣に協議しなければならない。
5. 食品安全委員会は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6. 3から5までは、基本方針の変更について準用する。

第12 食品リスク評価計画

1. 食品安全委員会は、基本方針に基づき、〇年間ごとに、食品リスク評価に関する計画(以下「食品リスク評価計画」という。)を定めるものとする。
2. 食品リスク評価計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 食品リスク評価の実施に関する方針
 - 二 食品リスク評価の対象に関する事項
 - 三 消費者の意見及び学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - 四 食品リスク評価の結果の食品リスク管理及び食品リスクコミュニケーションへの反映に関する事項
 - 五 インターネットの利用その他の方法による食品リスク評価に関する情報の公表に関する事項
 - 六 食品リスク評価の実施体制に関する事項
 - 七 その他食品リスク評価の実施に関し必要な事項
3. 第11の3から6までは、食品リスク評価計画について準用する。

第13 食品リスク評価の実施等

1. 食品リスク評価の実施
 - 一 食品安全委員会は、基本計画に基づき、食品リスク評価を実施するものとする。
 - 二 食品安全委員会は、食品リスク評価を実施するに当たっては、食品に含まれる生物学的、化学的若しくは物理的な物質又は食品の状態に関する調査を独立行政法人その他の法人に委託することができる。
 - 三 食品安全委員会は、食品リスク評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。評価書を作成するに当たっては、消費者、事業者その他の関係者が理解しやすい表現を用いなければならない。
 - (1) 食品リスク評価の対象
 - (2) 食品リスク評価を担当した部局又は機関

- (3) 食品リスク評価の手法
- (4) 消費者の意見及び学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- (5) 食品リスク評価の結果

四 食品安全委員会は、評価書を作成したときは、当該評価書を公表しなければならない。この場合においては、食品リスク評価に用いた基礎資料をあわせて公表しなければならない。

2. 食品リスク評価協議会

一 食品安全委員会は、食品リスク評価書を作成しようとするときは、食品リスク評価書の案を公表し、食品リスク評価に関し必要な協議を行うための食品リスク評価協議会を開催しなければならない。

二 食品リスク評価協議会は、消費者、事業者、学識経験者その他の関係者をもって構成する。

三 食品リスク評価協議会の協議は、公開して行う。

四 その他食品リスク評価協議会に関し必要な事項は、食品安全委員会が定める。

第 11 から第 13 は末尾に図示

第 14 食品等に係る基準及び規格の設定及び見直し

食品安全委員会は、食品リスク評価の結果を踏まえ、食品、添加物その他の物の製造、加工、使用、調理及び保存の方法についての基準並びに食品、添加物その他の物の成分についての規格の設定及び見直しを行うものとする。

科学的知見に基づき、製造等の具体的な基準や成分の規格の設定を行う。

第 15 勧告

- 1. 食品安全委員会は、食品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することができる。
- 2. 食品安全委員会は、1による勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

食品安全委員会が、食品リスク管理を行う行政機関に対して、必要なときは勧告を実施する権限をもつ。

第 16 食品リスク管理

1. 国及び地方公共団体は、食品リスク管理の実施に当たっては、食品リスク評価の結果が十分尊重するとともに、消費者の利益を優先しなければならない。
2. 国及び地方公共団体は、食品リスク管理の実施に当たっては、食品の安全性に関する国際的動向に注意を払うとともに、食品の安全性に関する最新の科学的知見を反映しなければならない。
3. 関係行政機関及び地方公共団体は、食品リスク管理の実施に当たっては、相互に連携を図らなければならない。

第 17 食品リスクコミュニケーション

1. 国及び地方公共団体は、食品の安全性を確保するためには適切な食品リスクコミュニケーションが実施される必要があることにかんがみ、食品リスクコミュニケーションの機会の提供及び食品リスクコミュニケーションに必要な人材の養成に努めなければならない。
2. 国は、消費者、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(3において「民間団体等」という。)が自発的に行う食品リスクコミュニケーションのための活動その他食品の安全性の確保に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
3. 国は、2の民間団体等が自発的に行う食品の安全性の確保に関する活動の促進に資するため、食品の安全性に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

食品リスク評価を実施する食品安全委員会、食品リスク管理を行う関係行政機関および自治体に限らず、消費者・事業者等も含めて食品リスクコミュニケーションに取り組む。

第 18 緊急措置計画等

1. 食品安全委員会は、食品による国民の健康上の被害が広範に生じた場合又は食品による国民の健康上の被害が広範に生じるおそれがあると認められた場合において国及び地方公共団体が緊急に講ずべき措置に関する計画(以下「緊急措置計画」という。)を作成するものとする。
2. 緊急措置計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 原因の調査に関する事項
 - 二 被害の発生状況又は被害の発生のおそれの調査に関する事項
 - 三 情報の伝達及び公表に関する事項
 - 四 関係行政機関及び関係地方公共団体の連携及び協力に関する事項
 - 五 その他必要な事項
3. 食品安全委員会は、緊急措置計画を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
4. 食品安全委員会は、緊急措置計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
5. 3及び4は、緊急措置計画の変更について準用する。
6. 関係行政機関及び関係地方公共団体は、食品による国民の健康上の被害が広範に生じた場合又は食品による国民の健康上の被害が広範に生じるおそれがあると認められた場合は、緊急措置計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

食品による健康被害の発生または発生のおそれがある場合、食品安全委員会が緊急措置計画(行動指針)を策定し、関係行政機関が必要な措置を講ずる。現在の食品流通の実態に鑑み、即応性をもった中軸となる機能を委員会に集中することで、被害の拡大を防ぐことを主旨とする。
あわせて、パニック発生の防止をねらいとする。

7.

第 19 施行期日

この法律は、公布の日から起算して〇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第 11-13

食品リスク分析に関する基本方針・食品リスク評価計画・食品リスク評価

